

柏崎市がん患者医療用補整具購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、がんとの共生社会の実現を図るため、がん治療による外見の変化を補完する補整具を購入するがん患者に対し、予算の範囲内において柏崎市がん患者医療用補整具購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年柏崎市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) がんと診断され、かつ、その治療を受けた者又は現に受けている者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は乳房の切除に伴う補整具（以下「補整具」という。）が必要である者又は必要となることが想定される者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める者については、助成金の交付対象者としてすることができる。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が要する補整具のうち、別表に掲げる区分に応じ、助成対象物品の購入に要する経費とする。

2 国又は他の地方公共団体から類似の助成金等の交付を受ける場合は、助成の対象とすることができない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の額の2分の1に相当する額とし、2万円を上限とする。

2 前項の助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1項第2号に掲げる者であること及びがん治療に起因する脱毛若しくは乳房の切除又はそのおそれがあることが見込まれることを証明する書類
- (2) 補整具の種類、購入者、購入日及び購入費が分かる書類
- (3) 商品カタログ等購入した補整具が確認できるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、補整具を購入した日の属する年度の末日までに行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、補整具を購入した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

3 助成金は、助成対象者1人につき1回に限り申請できるものとする。

（助成金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、申請者に対して柏崎市がん患者医療用補整具購入費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、通知日の属する月の翌月末までに助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が不適當であると認めるときは、申請者に対して柏崎市がん患者医療用補整具購入費助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、助成金に関し、法令等又は交付決定の内容、指示若しくは条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和10年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	助成対象物品
医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のもの（毛付き帽子、医療用帽子及び装着時に皮膚を保護するネットを含む。）
乳房補整具	次のいずれかの補整具 (1) 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補正下着（下着とともに使用するパッドを含む。） (2) 人工乳房（乳房再建手術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）